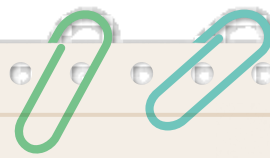


令和3年度



介護保険制度 改正のお知らせ



介護保険制度改正のポイント

令和3年**4月**から

- ・ サービスを利用したときの利用者負担が変わりました
- ・ 介護保険料が変わりました



令和3年**8月**から

- ・ 利用者負担の上限額が一部変わります
- ・ 介護施設を利用したときの食費や、負担限度額の基準等が一部変わります



掲載されている内容については、今後見直される場合があります。

令和3年4月からの改正点

4月
改正

サービスを利用したときの利用者負担が変わりました

「感染症や災害への対応力の強化」、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図ることを目的に、介護報酬改定が行われ、それに伴って、介護保険サービスにかかる費用が変更となり、利用者負担※も変わりました。

※利用者負担とは、サービスを利用した際にかかる費用の1割～3割のこと。



介護保険料が変わりました

令和3年度から令和5年度までの介護保険料については、今後3年間の介護保険給付費等の見込額をもとに、右記のように算定しています。

■ 保険料は基準額をもとに決められます

$$\text{基準額 (月額)} = \frac{\text{草津市で介護保険給付にかかる費用} \times \text{65歳以上の人の負担分}}{\text{草津市の65歳以上の人数}} \div 12\text{か月}$$

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	生活保護受給の方 世帯全員が市民税非課税で高齢福祉年金受給の方 世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額80万円以下の方	基準額×0.30※	23,400円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.50※	39,000円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額120万円を超える方	基準額×0.70※	54,600円
第4段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税の世帯員があり、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額80万円以下の方	基準額×0.85	66,300円
第5段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税の世帯員があり、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額80万円を超える方	基準額×1.00	78,000円 (基準額)
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額120万円未満の方	基準額×1.10	85,800円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額120万円以上210万円未満の方	基準額×1.25	97,500円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	117,000円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額320万円以上400万円未満の方	基準額×1.60	124,800円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額400万円以上500万円未満の方	基準額×1.70	132,600円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額500万円以上750万円未満の方	基準額×1.80	140,400円
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額750万円以上の方	基準額×1.90	148,200円

※国の消費税率引き上げに伴う社会保障の充実の一つとして（低所得者の保険料負担軽減の仕組みとして）第1～3段階の基準額に対する割合は、次のとおり軽減されています。

第1段階 0.50→0.30 第2段階 0.75→0.50 第3段階 0.75→0.70

令和3年8月からの改正点 (裏表紙に続きます)



利用者負担の上限額が一部変わります

介護保険サービスの利用者は所得に応じて、利用者負担の上限額が設定されています。同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担を合算し、上限を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護（予防）サービス費」として後から支給されますが、8月から「現役並み所得者」の区分が3つに細分化されます。

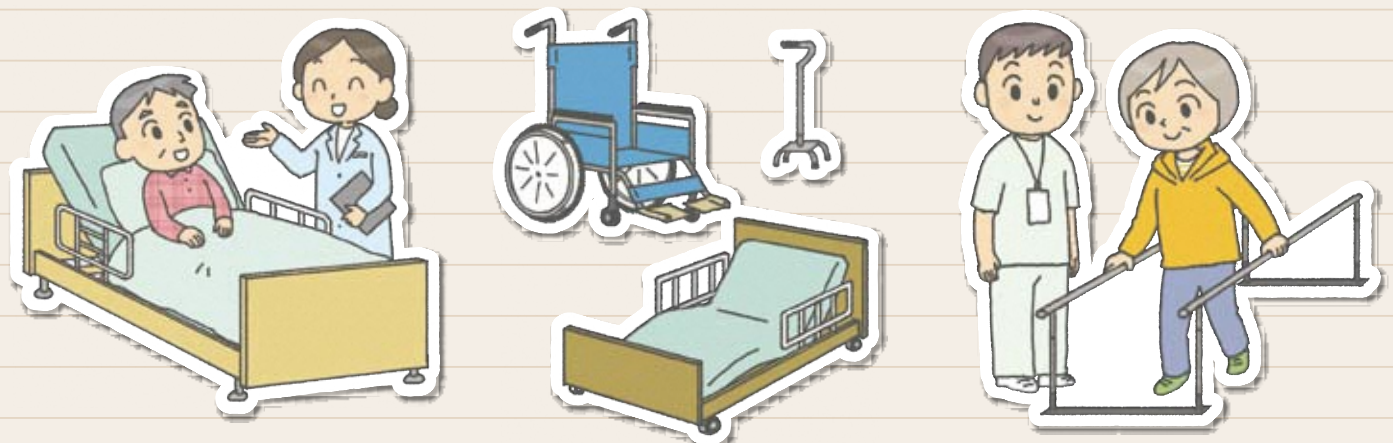
■ 利用者負担の上限額 (1か月)

令和3年7月算定分まで

利用者負担段階区分	上限額 (世帯合計)
● 現役並み所得者 同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の人がいて、65歳以上の人1人 の場合は収入が383万円以上、2人以上 の場合は収入の合計が520万円以上	44,400円
● 一般	44,400円
● 住民税世帯非課税等	24,600円
● 合計所得金額および課税年金収入 額の合計が80万円以下の人 ● 老齢福祉年金の受給者	15,000円(個人)
● 生活保護の受給者	15,000円(個人)
● 利用者負担を15,000円に減額する ことで、生活保護の受給者とな らない場合	15,000円

令和3年8月算定分から

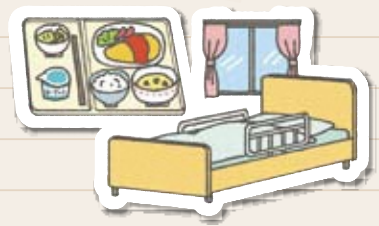
利用者負担段階区分	上限額 (世帯合計)
● 年収約1,160万円以上	140,100円
● 年収約770万円以上 約1,160万円未満	93,000円
● 年収約383万円以上 約770万円未満	44,400円
● 一般	44,400円
● 住民税世帯非課税等	24,600円
● 合計所得金額および課税年金収入 額の合計が80万円以下の人 ● 老齢福祉年金の受給者	15,000円(個人)
● 生活保護の受給者	15,000円(個人)
● 利用者負担を15,000円に減額する ことで、生活保護の受給者とな らない場合	15,000円



介護施設を利用したときの食費や、 負担限度額の基準等が一部変わります



施設を利用したサービスで支払う居住費等、食費には、基準になる額（基準費用額）が定められていますが、8月からは食費の基準費用額が変更されます。



また、低所得の人については、施設利用が困難とならないよう、一定の受給要件を満たす場合、申請により、居住費等・食費は負担限度額までの負担となっていますが、8月からは、受給要件の見直し（預貯金額の細分化）、食費の見直し、第3段階の区分の細分化が行われます。

■ 居住費等、食費の基準費用額【1日につき】

標準的な費用の額	居住費等				食費
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	
	2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	1,392円 令和3年8月から 1,445円

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、（ ）内の金額です。

■ 居住費等、食費の負担限度額【1日につき】

対象者			居住費等				食費	
			ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1 段階	●本人および世帯全員が住民税非課税で、高齢福祉年金の受給者 ●生活保護の受給者		820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2 段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円以下の人		820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	390円 令和3年8月から 600円
第3 段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の人（令和3年7月まで）		1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	650円
	令和3年 8月から	第3段階① 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
		第3段階② 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が120万円超の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、（ ）内の金額です。

負担限度額の対象要件に当てはまっても、**12**のいずれかに該当する場合は軽減の対象になりません。

1 住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合

2 住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合

2については、令和3年8月から基準が利用者負担段階別になります。

- 第1段階：預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
- 第2段階：預貯金などが単身 650万円、夫婦1,650万円を超える場合
- 第3段階①：預貯金などが単身 550万円、夫婦1,550万円を超える場合
- 第3段階②：預貯金などが単身 500万円、夫婦1,500万円を超える場合